



KPMG Insight

KPMG Newsletter

Vol. 19

July 2016

会計トピック②

会計基準情報 (2016.4 - 5)

kpmg.com/jp



会計基準情報 (2016.4-5)

有限責任 あずさ監査法人

本稿は、あずさ監査法人のウェブサイト上に掲載している会計基準Digestのうち、2016年4月分と、2016年5月分の記事を再掲載したものである。会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な最新動向を簡潔に紹介するニュースレターである。会計基準Digestの本文については、あずさ監査法人のウェブサイトの会計基準Digest 2016/4、会計基準Digest 2016/5を参照のこと。
<http://home.kpmg.com/jp/ja/home/insights/2016/06/accounting-digest-2016-05.html>

I. 日本基準

法令等の改正

該当なし

会計基準等の公表（企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA））

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

(1) ASBJ、実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い（案）」を公表（平成28年4月22日 企業会計基準委員会）

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成28年4月22日に、実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という）を公表した。

平成28年度税制改正において、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の法人税法上の減価償却方法について定率法が廃止され、定額法のみとなる見直しが行われた。

本公開草案は、当該税制改正に合わせ、平成28年4月1日以後

に取得する建物附属設備及び構築物から減価償却方法を定額法に変更する場合には、法令等の改正に準じたものとし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取扱う等の実務上の取扱いを提案している。

コメント締切りは、平成28年5月23日である。

なお、平成28年6月17日に公表された実務対応報告の詳細は、本誌会計③「実務対応報告第32号『平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に係る実務上の取扱い』の概要」を参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ（2016年4月27日発行）

(2) ASBJ、実務対応報告公開草案第47号「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等の公表（平成28年6月2日 企業会計基準委員会）

本公開草案は、平成27年6月30日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015に基づき施策として、新たな確定給付企業年金の仕組みが平成28年度に導入される予定となったことを受けて、当該企業年金について、これまで公表されている会計基準等における取扱いを踏まえて、必要と考えられる会計処理等を明らかにすることを目的として公表された。

本公開草案は、確定給付企業年金法に基づいて実施される年金制度のうち、給付の額の算定に関して、確定給付企業年金法施行規則第25条の2に定める調整率（積立金の額、掛金額の

予想額の現価、通常予測給付額の現価及び財政悪化リスク相当額に応じて定まる数値)が規約に定められる企業年金制度(以下「リスク分担型企業年金」という)を適用対象とし、以下の事項を含む会計処理、開示及び適用時期について提案している。

- リスク分担型企業年金の会計上の退職給付制度の分類
- 分類の再判定
- 確定拠出制度に分類された場合の会計処理
- 退職給付制度間の移行に関する取扱い

コメントの締切りは平成28年8月2日である。

なお、本公開草案についての詳細は、本誌会計④「実務対応報告公開草案第47号『リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)』の概要」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ(2016年6月7日発行)

INFORMATION

(1) 金融庁、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・

グループ報告ー建設的な対話の促進に向けてー」を公表

金融庁は、平成28年4月18日に「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告ー建設的な対話の促進に向けてー」(以下「本報告書」という)を公表した。本報告書は、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ(座長 神田秀樹東京大学大学院法学政治学科研究科教授)」が、平成27年11月より5回にわたり、企業の情報開示のあり方等について検討及び審議を行ってきた結果を報告書としてとりまとめたものである。

本報告書では、企業と投資家の建設的な対話を促進する観点を踏まえつつ、投資家が必要とする情報を効果的かつ効率的に提供するための情報開示のあり方等を検討し、決算短信、事業報告・計算書類、有価証券報告書の各開示書類の開示内容の整理・共通化・合理化、対話の促進に向けた開示の日程・手続のあり方、有価証券報告書のほか、任意開示を含む開示書類における非財務情報の開示の充実等が提言されている。

なお、本報告書についての詳細は、KPMG Insight Vol.18(2016年5月号)経営①「企業と投資家の建設的な対話促進のための開示制度及び株主総会プロセスの見直し(前編)ー金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要ー」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ (2016年4月21日発行)

(2) 経産省、「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」提言及び報告書を公表

経済産業省は、平成28年4月21日に、「株主総会の招集通知関連書類の電子提供の促進・拡大に向けた提言ー企業と株主・投資家との対話を促進するための制度整備ー」及び「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会報告書」(以下「本報告書等」という)を公表した。

本報告書等は、企業と株主・投資家による建設的な対話を促すことを目的として、招集通知関連書類の電子提供を促進・拡大させる方向での柔軟な制度整備に関する提言及び情報開示を充実させ、株主の議案検討期間を確保するための方策として、以下に関する提言が盛り込まれている。

- 株主総会の招集通知等の電子提供
- 議決権行使プロセスの電子化
- 株主総会関連日程の適切な設定
- 対話支援産業への期待
- フォローアップ会合の開催

なお、本報告書等についての詳細は、本誌経営①「企業と投資家の建設的な対話促進のための開示制度及び株主総会プロセスの見直し(後編)ー経済産業省株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会提言及び報告書の概要ー」も参照のこと。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ (2016年4月26日発行)

(3) 金融庁、「平成28年(2016年)熊本地震に関連する有価証券報告書等の提出期限に係る措置について」を公表

金融庁は、平成28年4月20日に「平成28年(2016年)熊本地震に関連する有価証券報告書等の提出期限に係る措置について(その1)」及び、平成28年4月28日に「平成28年(2016年)熊本地震に関連する有価証券報告書等の提出期限に係る措置について(その2)」を公表した。

今般の熊本地震に関連し、有価証券報告書等の提出期限について、以下の措置が認められる。

- 今般の平成28年(2016年)熊本地震の影響により、金融商品取引法に基づく開示書類(有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書)について、期限までに提出できない場合は、財務(支)局長の承認により提出期限を延長することが認められる。ただし、今般の地震の影響により、開示書類を本来の提出期限までに提出することができなかった場合であっても、平成28年7月29日までに提出すれば、行政上及び刑事上の責

任を問われず(「平成28年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」平成28年5月2日公布・施行)、この場合、提出期限延長のための財務(支)局長への承認申請は不要である。

- 臨時報告書についても、地震という不可抗力により臨時報告書の作成自体が行えない場合には、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで、遅滞なく提出したものと取り扱われる。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ 会計・監査ニュースフラッシュ (2016年4月22日発行)

(4) ASBJ、「『収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集』の一部改訂について」を公表

ASBJは、平成28年4月22日に「『収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集』の一部改訂について」(以下、「本改訂」という)を公表した。

平成28年4月12日に、国際会計基準審議会 (IASB) より「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の明確化」が公表され、IFRS第15号の一部が改正された。

本改訂は、これを受けて、ASBJが平成28年2月4日に公表した意見募集文書「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」においてIFRS第15号の内容を記載している部分について改訂を行ったものである。なお、その他の部分の改訂は行われていない。

日本基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト(日本基準)へ

II. 修正国際基準

会計基準等の公表 (企業会計基準委員会 (ASBJ))

【最終基準】

該当なし。

【公開草案】

該当なし。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト(修正国際基準)へ

III. IFRS

会計基準等の公表 (IASB、IFRS 解釈指針委員会)

【最終基準】

会計基準「IFRS第15号『顧客との契約から生じる収益』の明確化」の公表 (2016年4月12日 IASB)

本会計基準は、IASBが2014年5月に公表したIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」について、その適用に際して潜在的に異なる見解が生じる可能性が示唆された論点に関し、IFRS第15号を修正して明確化することを目的として公表されたものである。

IFRS第15号は、米国会計基準のTopic606「顧客との契約から生じる収益」と実質的に同じ内容となっている。IASBとFASBはこれらの新基準の公表後に共同の移行リソースグループ (Transition Resource Group: TRG) を組成し、新基準の円滑な適用の促進を目的として適用上の課題について議論を行ってきた。

本会計基準は、TRGで議論された論点のうち、以下の3項目についてIFRS第15号を修正して明確化した。

● 履行義務の識別

「区分して識別可能か」という第27項(b)の要件及び当該要件が満たされていることを示す、第29項に挙げられた3つの指標につき、その関係性を明確化した。

● 本人または代理人の検討

支配の原則と支配の諸指標との関係(B35項、B37項)について明確化した。また、無形の財またはサービスへの支配の適用に関して新たなガイダンスを追加して明確化した(B34項、B34A項)。また、サービスに対する支配の評価に関して、新たなガイダンスを追加し(B35A項)、関連する設例を改訂・追加した。

● ライセンス

知的財産にアクセスする権利を顧客に提供していると判断するための要件の一つ「知的財産の形式または機能性を著しく変化させると予想される」(B58項(a))に関して、どのような場合に「著しい影響」を与えることになるのかについて、第B59A項を追加して明確化した。また、売上高・使用量ベースのロイヤルティに関する例外規定の適用範囲について、第B63A項及び第B63B項を追加して明確化した。

上記3点については米国基準においても改訂の対象となっているが、改訂内容の詳細についてはIFRSと米国基準とで異なる点がある。さらに、以下の4点については米国基準では改訂の

対象となっているがIFRSでは今回の改訂では取り上げられていない。

- 回収可能性
- 売上税の表示
- 現金以外の対価
- 完了した契約の定義

また、本会計基準は、移行措置における、完了した契約及び契約変更に関する実務上の便法を追加している（C5項、C7A項、C8A項）。

本会計基準は、2018年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。なお、早期適用は認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ IFRSニュースフラッシュ（2016年4月15日発行）

【公開草案】

該当なし

INFORMATION

IASB、IFRS第4号「保険契約」の修正に関する最終基準の公表を9月に予定（2016年5月17日 IASB）

IASBは、2016年12月に公開草案を公表したIFRS第4号の改訂に関する最終基準を、2016年9月に公表する予定であることを発表した。

本改訂は、IFRS第4号に代わる保険契約の新基準の適用開始が、IFRS第9号「金融商品」の適用開始に遅れることから生じる問題に対処するものであり、公開草案に対するコメントを踏まえて、以下の内容が含まれる予定である。

- 保険契約を発行する企業に対し、保険の新基準に先行してIFRS第9号の適用が開始され、金融資産の測定方法が変更されたことから生じる損益のボラティリティを、純損益から除外することを認める。
- 主要な活動が保険に関連するものである企業に対し、IFRS第9号の適用を一時的に免除することを認める。この一時的免除の規定は、2021年までの時限措置である。

なお、保険契約に関する新会計基準は現在最終基準書をドラフト中であり、IASBとしては2016年の年末近くに公表を予定している。適用開始は2020年よりも早くに設定されることはない見込みである。

IFRSについての詳細な情報、過去情報は、

■ あずさ監査法人のウェブサイト(IFRS)へ

IV. 米国基準

会計基準等の公表（米国財務会計基準審議会（FASB））

【最終基準（会計基準更新書（Accounting Standards Updates, ASU））】

（1）ASU第2016-10号「履行義務の識別及びライセンス」の公表（2016年4月14日 FASB）

本ASUは、ASU2014-09「顧客との契約から生じる収益（Topic606）」の適用に向けてのTRGで識別された問題に対処するために、履行義務の識別及びライセンス付与に関してより詳細なガイダンスを提供するものである。

履行義務に関しては、以下のガイダンスを提供している。

- 財・サービスが、どのような場合に別個のものであり、したがって履行義務に該当するかについてのガイダンスを明確化した。
- 契約上重要性のない財・サービスについては履行義務として識別する必要がないことを明記した。
- 支配が顧客に移転した時点以降に提供される配送サービスにつき、これを別個の履行義務として識別するか否かを会計方針の選択とした。

知的財産のライセンスに関しては、以下のガイダンスを提供している。

- 収益認識の時期及びパターンについて、販売ベース又は使用量ベースのロイヤリティについての収益認識の例外規定をどのように適用するかを含め、明確化した。
- 顧客との約束が単独のライセンスにあたるか複数のライセンスを含むかを判断するうえで、知的財産のライセンスに係る契約上の制限をどのように評価すべきかのガイダンスを追加した。

本ASUはTopic606の基礎となる原則に変更を加えるものではないが、同様の改訂がIFRS第16号「顧客との契約から生じる収益」については行われないことにより、IFRSとの間で差異をもたらす可能性がある。

本ASUはTopic606の適用開始と同時に適用が開始される。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ Defining Issues No16-13 (英語)

(2) ASU第2016-12号「顧客との契約から生じる収益：限定的な改善及び実務上の便法」の公表（2016年5月9日 FASB）

2014年にFASB及びIASBは収益認識の基準書（Topic606及びIFRS第15号）を最終化したが、その後、新基準の円滑な促進を目的として共同の移行リソースグループ（TRG）を組成し、さまざまな議論を行ってきた。本ASUは、TRGでの議論を受けて収益認識の基準書（Topic606）に対して主に以下についての改訂を行うものである。

- 契約の識別において対価の回収可能性の評価が求められるのは、契約が有効で実態があることを判断するためであることを明確にした。また、回収可能性の要件を満たせない契約について受領した返還不要な対価をどの時点で収益に認識するかを明らかにした。
- 顧客に転嫁して回収される売上税等の表示につき、売上収益から直接控除することを、会計方針の選択として認めた。
- 現金以外の対価は公正価値で測定されるが、その測定は契約開始時点で行うべきことを明らかにした。また変動対価に関するガイダンスは、対価の形式以外の理由に起因する変動性に適用されることを明らかにした。
- 経過措置の一環として、最も古い比較対象年度の期首以前に行われた契約変更については、その累積的影響を一括反映したベースで新基準への移行を処理することを、実務上の便法として認めた。
- 経過措置の一環として既に完了した契約には実務上の便法が設けられているが、契約が完了したか否かの判断をどのように行うかに一部不明確な点があるとされていたのを明確化した。また、修正遡求アプローチを、すべての契約に対して適用、または、適用開始日時点で既に完了した契約を除外して適用することを認めた。

なお、IFRSにおいてはこれらの論点についての対応は見送られている。

本ASUはTopic606の適用開始と同時に適用が開始される。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ Defining Issues No16-17(英語)

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

(1) ASU案「技術的修正ならびに改善」の公表（2016年4月21日 FASB）

本ASU案は、会計基準のコード化体系（Accounting Standards Codification）のコード化の過程で生じたオリジナル基準書からの乖離を修正し、さらに、表現の変更によるガイダンスの明確化、リファレンスの修正、構造体系に補正を加えることによる簡素化、その他の微調整を行うことにより、会計基準の質の改善を図ることを提案するものである。改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。

コメントの締切りは2016年7月5日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(2) ASU案「キャッシュフロー計算書 制限付き現金」の公表（2016年4月28日 FASB）

本ASU案は、制限付き現金及び制限付き現金同等物を含む、現金及び現金同等物の合計について、期中の動きをキャッシュフロー計算書上に表示することを提案するものである。改訂の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。

コメントの締切りは2016年6月27日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ あずさ監査法人はこのASU案に関するDefining Issuesを近日中に公表する予定である。

(3) ASU案「のれんの減損の会計処理の簡略化」の公表（2016年5月12日 FASB）

本ASU案は、のれんの減損テストにおけるステップ2、すなわち、のれんの公正価値相当額を算出し、これをのれんの帳簿価額と比較する手続の削除を提案している。代わりに、レポーティング・ユニット単位で公正価値と帳簿価額を比較し、帳簿価額が公正価値を上回る範囲において当該レポーティング・ユニットに配分されたのれんの減損を認識することを提案している。また、レポーティング・ユニットの帳簿価額がゼロもしくは負値である場合に設けられていた特別規定の撤廃を併せて提案している。本ASU案は将来に向かって適用することが提案されている。ASU案の適用日は、公開草案に対するコメントを踏まえて決定する予定である。早期適用は認める予定である。

コメントの締切りは2016年7月11日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [Defining Issues No16-18\(英語\)](#)

米国基準についての詳細な情報、過去情報は、
■ [あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)へ](#)

(4) ASU案「ASU第2014-09号『顧客との契約から生じる収益』に対するテクニカルな修正及び改善」の公表（2016年5月18日 FASB）

本ASU案は、Topic606の公表に伴い必要と考えられる既存基準書等の修正・改善を追加的に提案するもので、主な改訂点としては以下が挙げられる。

- Topic606の公表に合わせて新設されたサブトピックNo340-40「その他資産及び繰延費用～顧客との契約」について、他の基準書との相互関係性、ならびに減損テストの適用方法を明確化する。
- 建設型及び製造型の契約についての損失引当金の計上は、契約単位、もしくは会計方針の選択により履行義務単位で行うことを要求する。
- Topic944の適用対象はすべてTopic606の対象外であることを明確にする。

本ASU案はTopic606の適用開始と同時に適用を開始することが提案されている。

コメントの締切りは2016年7月2日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

■ [Defining Issues No16-19\(英語\)](#)

INFORMATION

FASB、金融資産の信用損失に関する新たな基準書を2016年6月に公表予定

FASBは、2016年4月27日のボード会議において、金融資産の信用損失に関する基準について審議した。

基準書は2016年6月に公表される予定であるが、適用日については、当初合意していた時期を1年遅らせ、米国証券取引委員会（SEC）に財務諸表を提出している公開企業については、2019年12月16日以降開始する事業年度とその期中期間から適用することを決定した。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
TEL：03-3548-5112（代表電話）
azsa-accounting@jp.kpmg.com
担当：引敷林 嗣伸

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2016 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.